

## 令和6年度高知県デジタルデータ活用事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和6年度高知県デジタルデータ活用事業委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度高知県デジタルデータ活用事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 業務理解度	(20点)
(2) 観光統計分析ツール	(50点)
(3) 実証事業の実施	(50点)
(4) ワークショップの開催	(30点)
(5) スケジュール	(20点)
(6) 実施体制、仕様書に定める業務に関連する実績	(20点)
(7) 経費見積	(10点)

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時及び場所（予定）

日時 令和6年4月9日（火）午後1時30分から

場所 高知県立公文書館（高知県高知市丸ノ内1丁目1-10）

#### (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1参加者20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を20分以内で設けます。

イ 順番は、企画提案書の受付順とし、別途お知らせします。

ウ プレゼンテーションで使用できる資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとします。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づい

て審査を行います。

- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。